

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

藤沢市長

## 公表日

令和3年12月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	児童福祉法、子ども子育て支援法及び藤沢市保育所条例に基づき、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務として、次の手続きを行っている。  (1) 保育が必要な児童を対象とする保育の実施 (2) 入所後の利用者負担額(保育料)及び給食食材料費の徴収 (3) 世帯の状況、税情報、生活保護の受給状況等の確認  藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を負担能力の設定及び費用の徴収に係る事務で取り扱う。
③システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、子ども子育てサブシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
保育所在園ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 8の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第八条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない)  (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 十三の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第十条の三  番号法第19条第8号及び別表第二 十六の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第十二条第八項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年部保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 保育課 入園担当 0466-50-3526

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	②事務の概要	<p>児童福祉法及び藤沢市保育に関する条例に基づき、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務として、次の手続きを行っている。</p> <p>(1) 児童の保育に欠ける世帯を対象とする保育の実施 (2) 入所後の保育料の徴収 (3) 世帯の状況、税情報、生活保護の受給状況、保育に欠ける状況等の確認</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を負担能力の設定及び費用の徴収に係る事務で取り扱う。</p>	<p>児童福祉法及び藤沢市保育所条例に基づき、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務として、次の手続きを行っている。</p> <p>(1) 保育が必要な児童を対象とする保育の実施 (2) 入所後の保育料の徴収 (3) 世帯の状況、税情報、生活保護の受給状況等の確認</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を負担能力の設定及び費用の徴収に係る事務で取り扱う。</p>	事後	
平成28年9月12日	<p>情報提供ネットワークにおける情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p>	(別表第二における情報照会の根拠) 13の項	(別表第二における情報照会の根拠) 13および16の項	事後	
平成29年1月1日	<p>1. 特定個人情報を取り扱う事務</p> <p>③システムの名称</p>	<p>保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、保育サブシステム)</p> <p>子ども・子育て支援管理システム</p>	<p>保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、子ども子育てサブシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー</p>	事後	
平成29年4月1日	<p>5. 評価実施機関における担当部署</p> <p>②所属長</p>	武井 正純	辻 俊之	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一 8の項	番号法第9条第1項及び別表第一 8の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第八条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠)13および16の項	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない)  (別表第二における情報照会の根拠)番号法第19条第7号及び別表第二 十三の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第十条の三  番号法第19条第7号及び別表第二 十六の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第十二条第八項	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	辻 俊之	保育課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成29年9月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成29年9月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年2月1日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 1、特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(2) 入所後の保育料の徴収	(2) 入所後の利用者負担額(保育料)及び給食食材料費の徴収	事後	幼児教育無償化により保育料でなく給食食材料費を徴収するため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 1、特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童福祉法及び藤沢市保育所条例に基づき、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務として、次の手続きを行っている。	児童福祉法、子ども子育て支援法及び藤沢市保育所条例に基づき、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務として、次の手続きを行っている。	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-25-1111(内)2661	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 保育課 入園担当 電話0466-25-1111(内)3823	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 保育課 入園担当 0466-50-3526	事後	
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成31年2月1日時点	令和2年2月7日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない)  (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二 十三の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第十 条の三  番号法第19条第7号及び別表第二 十六の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第十 二条第八項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない)  (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 十三の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第十 条の三  番号法第19条第8号及び別表第二 十六の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第十 二条第八項	事後	番号法第19条の改正に伴う 変更